



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 前項の予防計画は、当該都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一～五 (省略)</p> <p>六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>七～十二 (省略)</p> <p>3～10 (省略)</p> <p>11 都道府県は、厚生労働大臣に対し、第2項第6号に掲げる事項の達成の状況を、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、報告しなければならない。</p> <p>12～13 (省略)</p> <p>14 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。</p> <p>15～17 (省略)</p> <p>18 第4項から第6項まで及び第9項から第13項までの規定は、保健所設置市等が定める予防計画について準用する。(以下省略)</p> <p>19 (省略)</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</li> <li>・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則</li> <li>・ 茅ヶ崎市感染症患者等の接触者に対する健康診断及び結核登録者に対する精密検査事業実施要綱</li></ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。))にあっては、その長。以下この章(次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。))において同じ。)に届け出なければならない。</p> <p>一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者</p> <p>二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者(厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。)</p> <p>2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、次の各号に掲げる者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該各号に定める者に通報しなければならない。</p> <p>一 その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事(その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)</p> <p>二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長</p> <p>4 前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事(次項各号において「管轄都道府県知事」という。))と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長が」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長が」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第一項又は第二項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。))の場合において、これらの規定による届出、報告又は通報(以下この項において「届出等」という。)をすべき者が、当該届出等に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、自ら及び当該届出等を受けるべき者(第一項の場合にあっては、最寄りの保健所長を含む。))が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該届出等をしたものとみなす。</p> <p>6 厚生労働省令で定める慢性の感染症の患者を治療する医師は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、その患者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第二項中「同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内」とあるのは、「厚生労働省令で定める期間内」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第一項から第五項までの規定は、医師が第一項各号に規定する感染症により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。))の死体を検案した場合について準用する。</p> <p>第十四条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定する。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けた病院又は診療所(以下この条において「指定届出機関」という。)の管理者は、当該指定届出機関の医師が前項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者(厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。以下この項において同じ。))若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断し、又は同項の厚生労働省令で定める五類感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>4 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「報告又は通報」とあるのは「又は報告」と、「者(第一項の場合にあっては、最寄りの保健所長を含む。))」とあるのは「者」と読み替えるものとする。</p> <p>5 指定届出機関は、三十日以上予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。</p> <p>6 都道府県知事は、指定届出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定届出機関が同項の規定による届出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>第十四条の二 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所(以下この条において「指定提出機関」という。)の管理者は、当該指定提出機関(病院又は診療所に限る。)の医師が同項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定提出機関(衛生検査所に限る。)の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を同項の規定により当該指定提出機関を指定した都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>5 第十二条第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告又は通報(以下この項において「届出等」という。))」とあるのは「報告」と、「当該届出等」とあるのは「当該報告」と、「者(第一項の場合にあっては、最寄りの保健所長を含む。))」とあるのは「者」と読み替えるものとする。</p> <p>6 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項の規定により提出を受けた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができる。</p> <p>7 指定提出機関は、三十日以上予告期間を設けて、第一項の規定による指定を辞退することができる。</p> <p>8 都道府県知事は、指定提出機関の管理者が第二項の規定に違反したとき、又は指定提出機関が同項の規定による提出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第53条の14（家庭訪問指導）</li></ul> <p>保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第53条の15（医師の指示）</li></ul> <p>医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に対して、処方した薬剤を確実に服用することその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び消毒その他厚生労働省令で定める感染の防止に必要な事項を指示しなければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>第三十七条 都道府県は、都道府県知事が第十九条若しくは第二十条(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。)又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者(新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。)又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。</p> <p>一 診察</p> <p>二 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>三 医学的処置、手術及びその他の治療</p> <p>四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>2 都道府県は、前項に規定する患者若しくはその配偶者又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が前項の費用の全部又は一部を負担することができるものと認められるときは、同項の規定にかかわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。</p> <p>3 都道府県は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条若しくは第二十条又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者が第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項の規定による協力の求めに応じない者であるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による負担の全部又は一部をすることを要しない。ただし、当該患者若しくはその配偶者又は民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が第一項の費用の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>4 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。</p> <p>第三十七条の二 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。</p> <p>2 前項の申請は、当該結核患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</li> <li>・「保健所におけるH I V検査の実施について」（令和3年3月11日付 健感発0311第3号・健健発0311第8号）厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省健康局健康課長連名通知）：すべての保健所において、「エイズ対策の推進について」（昭和62年3月14日付 健政計発第13号・健医感発第20号厚生省健康政策局計画課長・保健医療局結核難病感染症課感染症対策室長連名通知）に基づき、一般相談窓口において、H I V感染症・エイズに関する相談を行うとともに検査のための採血を行う。</li> <li>・性感染症に関する特定感染症予防指針（平成30年1月18日付 厚生労働省告示第10号）</li> </ul> <p>三 検査の推奨と検査機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定感染症検査等事業実施要綱</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>なし</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p><b>神奈川県肝炎治療医療給付実施要綱</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、及び核酸アナログ製剤治療（以下「抗ウイルス治療」という。）によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療については月額の治療費が高額となること、また、核酸アナログ製剤治療について、長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額となることから、早期治療の促進のため、抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。</p> <p>(給付申請)</p> <p>第6条 医療給付の申請は、対象患者又はその扶養義務者（以下「申請者」という。）が、肝炎治療受給者証交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の書類を添えて、保健福祉事務所長（センター所長を含む。）、保健福祉センター所長、福祉保健センター所長、保健所長（以下「保健所長等」という。）を経由して知事に提出するものとする。</p> <p><b>肝疾患治療医療給付事業事務取扱委託請書</b></p> <p><b>【参考】肝炎対策基本法（抜粋）</b></p> <p>(肝炎対策基本指針の策定等)</p> <p>第九条 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針(以下「肝炎対策基本指針」という。)を策定しなければならない。</p> <p><b>【参考】肝炎対策の推進に関する基本的な指針（抜粋）</b></p> <p>第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>(1) 今後の取組の方針について</p> <p>(略) また、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を全国に適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</li> </ul> <p>第二十四条 各保健所に感染症の診査に関する協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県において、特に必要があると認めるときは、二以上の保健所について一の協議会を置くことができる。</p> <p>3 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 都道府県知事の諮問に応じ、第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること。</p> <p>二 第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告に関し、意見を述べること。</p> <p>4 協議会は、委員三人以上で組織する。</p> <p>5 委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く。)、法律に関し学識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。</p> <p>6 この法律に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項は、条例で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎市感染症診査協議会条例</li> </ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病の患者に対する医療等に関する法律 第32条（難病対策地域協議会） 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、単独で又は共同して、難病の患者への支援の支援の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される難病対策地域協議会を置くように努めるものとする。</li>   <li>・ 茅ヶ崎市難病患者地域支援対策推進事業実施要綱</li> </ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 難病の患者に対する医療等に関する法律 第3条（国及び地方公共団体の責務） 国及び地方公共団体は難病に関する情報の収集、整理及び提供並びに教育活動、広報活動等を通じた難病に関する正しい知識の普及を図るよう、相互に連携を図りつつ、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</li><li>・ 茅ヶ崎市難病患者地域支援対策推進事業実施要綱</li></ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 難病特別対策推進事業実施要綱 第4 難病患者地域支援対策推進事業</li><li>・ 茅ヶ崎市難病患者地域支援対策推進事業実施要綱</li></ul>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>なし</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p><b>指定難病事務取扱委託業務契約書</b></p> <p><b>【参考】 難病の患者に対する医療等に関する法律</b> (特定医療費の支給)</p> <p>第五条 都道府県は、支給認定(第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下この条及び次条において同じ。)を受けた指定難病(難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するものをいう。以下同じ。)の患者が、支給認定の有効期間(第九条に規定する支給認定の有効期間をいう。第七条第四項において同じ。)内において、特定医療(支給認定を受けた指定難病の患者に対し、都道府県知事が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)が行う医療であって、厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)のうち、同条第三項の規定により定められた指定医療機関から受けるものであって当該支給認定に係る指定難病に係るもの(以下「指定特定医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、当該指定特定医療に要した費用について、特定医療費を支給する。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p> <p>第四十八条の二</p> <p>都道府県及び市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の活用等により、精神障害者等への支援の体制の整備について、関係機関、関係団体並びに精神障害者等及びその家族等並びに精神障害者等の保健医療及び福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者による協議を行うよう努めなければならない。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p> <p>第四十七条</p> <p>都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条</li> <li>・ 地域生活支援促進事業実施要綱 3 (1) ツ</li> <li>・ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要領</li> </ul> <p>・ 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」 (令和5年11月27日障発1127第9号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p> <p>第1部 保健所</p> <p>第1 地域精神保健福祉における保健所の役割</p> <p>保健所は、地域精神保健福祉業務（地域における精神保健及び精神障害者福祉の業務をいう。）の中心的な行政機関として、精神保健福祉センター、福祉事務所、児童相談所、市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所、当事者団体、家族会、教育機関等の関係機関を含めた地域社会との緊密な連携のもとに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の理念を踏まえつつ、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の相談支援、早期治療の促進並びに地域生活及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、住民の精神的健康の保持増進や精神障害に対する誤解や社会的偏見をなくす活動を行うものとする。</p> <p>さらに、市町村が精神障害者に対する相談支援等の支援施策を円滑に実施し、地域で生活する精神障害者等がより身近な地域で支援を受けることができる体制を構築していくために、保健所は、専門性や広域性が必要な事項について、積極的に市町村を支援していくことが必要である。</p> <p>第3 業務</p> <p>5 精神保健福祉に関する普及啓発</p> <p>(1) メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害に関する知識の普及啓発</p> <p>メンタルヘルスや精神障害についての正しい知識、地域の相談支援等の社会資源、精神障害者の権利擁護等に関しての普及啓発を行い、精神障害者に対する差別や偏見をなくし、精神障害者の地域生活支援及びその自立と社会経済活動への参加に対する住民の関心と理解を深めること。普及啓発の実施にあたっては、「心のサポーター」を養成する等、態度や行動の変容につながることを意識すること。</p> <p>(2) 精神障害者等及びその家族等を対象とした講座・教室</p> <p>精神障害者等及びその家族等に対して、メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害に関する講座・教室等を開催し、正しい知識や制度、地域の社会資源の活用について情報を得る機会を提供すること。また、管内市町村がこれらの講座等を実施する際には、必要に応じて支援すること。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>心神喪失者等医療観察法</p> <p>第百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があったときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。</p> <p>2 保護観察所の長は、前項の援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p> <p>第二十三条 警察官は職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。</p> <p>神奈川県措置入院者等退院後支援ガイドライン 2 退院後支援に関する計画の作成 支援対象者の退院後の居住地を管轄する保健所設置自治体（神奈川県、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）が計画の作成主体となり、計画に基づく相談支援等を実施する。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p> <p>第四十六条の二 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。</p> <p>「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」（平成12年3月31日障第二五一号 厚生労働大臣官房障害保健福祉部長通知）</p> <p>保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p> <p>第一部 保健所</p> <p>第三 業務</p> <p>5 精神保健福祉に関する普及啓発</p> <p>（1）メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害に関する知識の普及啓発 メンタルヘルスや精神障害についての正しい知識、地域の相談支援等の社会資源、精神障害者の権利擁護等に関しての普及啓発を行い、精神障害者に対する差別や偏見をなくし、精神障害者の地域生活支援及びその自立と社会経済活動への参加に対する住民の関心と理解を深めること。普及啓発の実施にあたっては、「心のサポーター」を養成する等、態度や行動の変容につながることを意識すること。</p> <p>（2）精神障害者等及びその家族等を対象とした講座・教室 精神障害者等及びその家族等に対して、メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害に関する講座・教室等を開催し、正しい知識や制度、地域の社会資源の活用について情報を得る機会を提供すること。また、管内市町村がこれらの講座等を実施する際には、必要に応じて支援すること。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p><b>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</b>  (医療保護入院)  第三十三条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、その者を入院させることができる。  (略)  9 精神科病院の管理者は、第一項、第二項若しくは第三項後段の規定による入院措置を採つたとき、又は第六項の規定による入院の期間の更新をしたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院又は当該入院の期間の更新について同意をした者の同意書を添え（前項の規定により家族等の同意を得たものとみなした場合にあつては、その旨を示し）、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。  第三十三条の二 精神科病院の管理者は、医療保護入院者を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。  (定期の報告等)  第三十八条の二 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項(以下この項において「報告事項」という。)を、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>医療法第25条</p> <p>第二十五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当該病院、診療所若しくは助産所の運営に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、特定機能病院等に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 厚生労働大臣は、特定機能病院等の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該特定機能病院等の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。</p> <p>5 第六条の八第三項の規定は第一項から第三項までの立入検査について、同条第四項の規定は前各項の権限について、準用する。</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八の六</p> <p>厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録、その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>自殺対策基本法</p> <p>第三条 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第十三条 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。</p> <p>茅ヶ崎市自死(自殺)対策庁内連絡会要綱 茅ヶ崎市保健所精神保健福祉業務運営要綱</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	自殺対策基本法
	<p>第三条 2</p> <p>地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>
	<p>第十三条 2</p> <p>市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。</p>
	茅ヶ崎市附属機関設置条例
	茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
	<p>茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会規則</p> <p>茅ヶ崎市保健所精神保健福祉業務運営要綱</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>共生社会の実現を推進するための認知症基本法（施行日：令和六年一月一日）</p> <p>第十六条 国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、若年性認知症の人（六十五歳未満で認知症となった者をいう。以下この項において同じ。）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資するよう、事業主に対する若年性認知症の人その他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>共生社会の実現を推進するための認知症基本法（施行日：令和六年一月一日）</p> <p>第十六条 国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、若年性認知症の人（六十五歳未満で認知症となった者をいう。以下この項において同じ。）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資するよう、事業主に対する若年性認知症の人その他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p><b>事務処理の特例に関する条例</b>  (市町村が処理する事務の範囲等)  第3条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。  別表32の9 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下この項において「政令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務  (1) 法、政令及び省令の規定により、知事又は知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p><b>原子爆弾被爆者等援護事業に係る経由事務契約書</b></p> <p><b>【参考】神奈川県と茅ヶ崎市との間における寒川町の区域に係る保健所業務に関する事務の委託に関する規約</b>  (委託する事務の範囲)  第1条 神奈川県（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、寒川町の区域に係る保健所業務（地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条及び第7条に規定する事業に関する業務をいう。以下同じ。）に関する事務のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の規定により、寒川町が処理することとされている事務を除く。）の管理及び執行を茅ヶ崎市（以下「乙」という。）に委託する。  第2号 事務処理の特例に関する条例の規定により、乙が処理することとされている保健所業務に関する事務に相当する事務  別表第2 27 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に関する事務</p> <p><b>【参考】原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律</b>  (援護の総合的实施)  第六条 国は、被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施するものとする。  (健康診断)  第七条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。  (医療の給付)  第十条 厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。  (医療特別手当の支給) ～ (葬祭料の支給)  第二十四条 ～ 第三十二条</p>